

(別紙1)

平成 25年 2月 7日

上川生活交通確保対策協議会議長 様
(上川総合振興局(振興局)地域政策部長)

住 所 旭川市近文町16丁目260
申出者氏名又は名称 道北バス株式会社
大上 修一



一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更廃止事前申出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画を変更廃止したいので、平成13年9月26日付け国自旅第92号(国土交通省自動車交通局旅客課長通達)の記2に基づき、次のとおり申出ます。

記

1 廃止しようとする路線

路線 番号	路線名	運行系統			系統 キロ程 (km)	公的補助 の有無	関係 市町村名	関係地域 協議会名	備考
		起点	経由地	終点					
79	旭川空港線	6条9丁目	旭川駅前	旭川空港	21.8Km	国・道・市町村	旭川市・東神楽町		
上記の内、実際の 廃止 区間		起点 1条18丁目	終点 緑が丘1条4丁目	キロ程 5.5Km					

(計 1路線)

2 廃止の予定日

平成25年3月31日

3 廃止を必要とする理由

旭川電気軌道株式会社との共同運行路線であったが、当社運行便は1日12往復中の1往復のみであり回送等を考慮し効率的運行を行う為、運行主体会社である旭川電気軌道株式会社にて運行を行う為。

4 廃止予定系統図

別添のとおり

注1) 「公的補助の有無」欄は、国庫補助対象路線の場合は「国」を、道単補助対象路線の場合は「道」を、市町村 単独補助路線の場合は「市町村」を、それぞれ○で囲むこと。また、重複して補助対象になっている路線は、すべての該当箇所を○で囲むこと。

注2) 休止(廃止)予定系統図は、申し出系統が休止(廃止)された後の旅客の利便性への影響が確認できるよう、①休止(廃止)予定系統、②実際の休止(廃止)区間、③休止(廃止)後の代替となる系統、④新たな系統を新設する場合はその系統など、系統の運行状況等を明記すること。

(関係地域協議会1部、全道協議会1部、関係市町村(市町村数)部を添付)

79旭川空港線運行系統図（系統キロ 21.8km）



(C)2011 Shobunsha Publications, Inc.

1 : 40,000 相当

地図上の1センチは約400メートル

(別紙1)

平成 25年 2月 8 日

上川生活交通確保対策協議会議長様
(上川総合振興局(振興局)地域政策部長)

住所 旭川市3条通18丁目左3号
申出者氏名又は名称 旭川電気軌道株式会社
豊島 弘通



一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更廃止事前申出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画を変更廃止したいので、平成13年9月26日付け国自旅第92号(国土交通省自動車交通局旅客課長通達)の記2に基づき、次のとおり申出ます。

記

1 廃止しようとする路線

路線番号	路線名	運行系統			系統キ口程(km)	公的補助の有無	関係市町村名	関係地域協議会名	備考
		起点	経由地	終点					
15	7号線	旭川駅	末広1条3丁目	末広6条3丁目	7.6Km	国・道・市町村	旭川市		
上記の内、実際の 廃止 区間		起点	終点		キ口程				
		花咲7丁目	末広6条3丁目		2.3Km				

(計 1路線)

2 廃止の予定日

平成25年4月13日

3 廃止を必要とする理由

現在同一区間の運行を道北バス株式会社が運行しており、近年乗車人員も減少し運行の継続が困難となった為。

4 廃止予定系統図

別添のとおり

注1) 「公的補助の有無」欄は、国庫補助対象路線の場合は「国」を、道単補助対象路線の場合は「道」を、市町村単独補助路線の場合は「市町村」を、それぞれ○で囲むこと。また、重複して補助対象になっている路線は、すべての該当箇所を○で囲むこと。

注2) 休止(廃止)予定系統図は、申し出系統が休止(廃止)された後の旅客の利便性への影響が確認できるよう、①休止(廃止)予定系統、②実際の休止(廃止)区間、③休止(廃止)後の代替となる系統、④新たな系統を新設する場合はその系統など、系統の運行状況等を明記すること。

(関係地域協議会1部、全道協議会1部、関係市町村(市町村数)部を添付)



① 廃線区間

② 廃止区間(既存路線継続)

④ 継続路線区間(復路)

⑤ 継続路線区間(往路)

(別紙1)

平成 25年 2月 8日

上川生活交通確保対策協議会議長様
(上川総合振興局(振興局)地域政策部長)

住所 旭川市3条通18丁目左3号
申出者氏名又は名称 旭川電気軌道株式会社
豊島 弘通 印



一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更廃止事前申出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画を変更廃止したいので、平成13年9月26日付け国自旅第92号(国土交通省自動車交通局旅客課長通達)の記2に基づき、次のとおり申出ます。

記

1 廃止しようとする路線

路線番号	路線名	運行系統			系統 キロ程 (km)	公的補助 の有無	関係 市町村名	関係地域 協議会名	備考
		起点	経由地	終点					
31	近文運転免許試験場線	1条8丁目	6条西6丁目	運転試験場	4.7Km	国・道・市町村	旭川市		
上記の内、実際の 廃止 区間		起点	終点		キロ程				
		緑町13丁目	運転試験場		1.3Km				

(計 1路線)

2 廃止の予定日

平成25年4月13日

3 廃止を必要とする理由

道北バス株式会社の営業所所在地横が起終点となっている路線の為、回送等を考慮し効率的運行を行う為、道北バス株式会社にて運行を行う為。

4 廃止予定系統図

別添のとおり

注1) 「公的補助の有無」欄は、国庫補助対象路線の場合は「国」を、道単補助対象路線の場合は「道」を、市町村 単独補助路線の場合は「市町村」を、それぞれ○で囲むこと。また、重複して補助対象になっている路線は、すべての該当箇所を○で囲むこと。

注2) 休止(廃止)予定系統図は、申し出系統が休止(廃止)された後の旅客の利便性への影響が確認できるよう、①休止(廃止)予定系統、②実際の休止(廃止)区間、③休止(廃止)後の代替となる系統、④新たな系統を新設する場合はその系統など、系統の運行状況等を明記すること。

(関係地域協議会1部、全道協議会1部、関係市町村(市町村数)部を添付)



① 廃線区間

② 廃止区間(既存路線継続)

③ 継続路線区間

バス路線の変更廃止に伴う参考意見（旭川市地域公共交通会議・住民利用者，学識経験者）

総括表

路線 番号	路線名	運行系統			系統 キロ程	補助の 有無	関係市町村	備 考
		起点	経由地	終点				
79	旭川空港線	6の9	旭川駅 前	旭川空 港	21.8km	無し	旭川市・東 神楽町	
構 成 員 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止の届け出が急な印象を受ける。 ・ 廃止に至る経緯，廃止の目的，原因，廃止後の影響が不明（利用者数・利用率などが減少したためか）。 ・ 影響は少ないものと思われる。 ・ 早朝から利用者の多い不可欠な路線。料金と時刻表を大きな字でわかりやすく，駅前の乗り場を目立つようにする等，改善して利用率アップを図られたい。 							
参 考 検 討 項 目	<p>（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旭川駅前の乗り場でのわかりやすさと待ち合い環境の改善 ・ 乗車時の荷物の積み込み手伝い ・ 運賃支払い方法の明示，料金のわかりやすい表示 ・ 乗車に係る4カ国語表記 ・ 富良野行きバスの航空路線との接続 ・ 富良野行きバスの発着アナウンスの実施 							

バス路線の変更廃止に伴う参考意見（旭川市地域公共交通会議・住民利用者，学識経験者）

総括表

路線 番号	路線名	運行系統			系統 キロ程	補助の 有無	関係市町村	備 考
		起点	経由地	終点				
15	7号線	旭川駅	末広1 条3丁 目	末広6 条3丁 目	7.6km	無し	旭川市	
構 成 員 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・ この路線沿線には、北高校や藤女子高などがあるが、廃止区間からの通学生はいないのか。 ・ 廃止の届け出が急な印象があるが、他社の路線バスが継続運行するのであれば問題なし。ただし、複数事業者間での乗り継ぎ割引が実施されなければ、市民の足に支障が出るため、ぜひ、割引を実現させていただきたい。 ・ 影響は大きくないものと思われる。 ・ 旭川電気軌道による路線が廃止されたとしても、利用者の足の確保は道北バスで可能になると思われ、両事業者による住み分けとして、やむ無し。 							
参 考 検 討 項 目	<p>（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣や沿線の高等学校等への通学の足の確保 ・ 運行本数の確保 ・ バス停の増設 ・ 複数事業者間でのICカードによる乗り継ぎ割引の実現 							

バス路線の変更廃止に伴う参考意見（旭川市地域公共交通会議・住民利用者，学識経験者）

総括表

路線 番号	路線名	運行系統			系統 キロ程	補助の 有無	関係市町村	備 考
		起点	経由地	終点				
31	近文運転免許試験場 線	1の8	6条西 6丁目	運転免 許試験 場	4.7km	無し	旭川市	
構 成 員 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止により，他の公共交通機関も選択肢が無いのであれば，足の確保は必要と思われる。 ・ 廃止の届け出が急な印象を持つが，他社の路線バスにより継続運行されるのであれば，問題なし。 ・ 試験場までのルートを1.3km廃止する意図が不明。試験場利用者が相当，利用しづらくなると考えられる。 ・ 運転免許試験場への利用状況がわからず，確かなことは言えないが，バス利用者は少ないのではないか。 ・ 緑町15丁目以降，運転免許試験場まで常時，この路線を利用する者は，あまりいないと思われ，廃止の影響は少ないのではないか。 							
参 考 検 討 項 目	<p>（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許試験場への公共交通機関の確保 ・ 運行本数の確保 							

バス路線の変更廃止に伴う参考意見（旭川市地域公共交通会議・住民利用者，学識経験者）

総括表

その他・全体に関する意見

- ・ 廃止予定のバス事業者からの説明がなく，利用者など地域関係者の考え方もわからない。
- ・ 本来，路線廃止という重要な案件は，事前に地域公共交通会議に諮るべき課題であり，仮に，4月1日からの廃止を予定しているのであれば，2月6日開催の同会議に諮った上で合意形成を得るべき。
- ・ こうした議論がなされないまま，バス事業者が翌日の2月7日付けで上川地域生活交通確保対策協議会宛にバス路線廃止の届けをおこなったことは，手続き上の問題に加え，本会議の形骸化につながる懸念がある。
- ・ 地域公共交通会議という制度を設けた本来目的を十分に考えるべき。影響の大小の判断を行政側で一方的に行ってしまうのではなく，地域の多様な関係者のもと協議を行うことが求められているのであるから，今後は，十分な時間と適切な検討機会を持つこと。